

意見書案第 2 号



大津地方法務局草津出張所の廃止に反対する意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出いたします。

平成23年12月21日

栗東市議会
議長 山本 章 様

提出者 栗東市議會議員

上田忠博

賛成者 栗東市議會議員

藤田啓仁

北川健二

國松義

櫻井清

片岡勝

大津地方法務局草津出張所の廃止に反対する意見書（案）

大津地方法務局では、草津出張所の統廃合を検討されているが、本市を含む湖南4市は、すべて人口が増加している地域であり、今後、人口増加に伴い地域経済の発展も見込めることが可能で、今後もまだまだ登記申請件数の増加が予想される地域である。実際に、草津出張所の登記申請件数は滋賀県内の登記所で唯一、前年よりも増加している。

草津出張所は登記業務関係者、各種証明書を求める会社関係者、そして地域住民などが、登記申請や不動産登記事項証明書、各種証明書の請求等を行う際の受付および相談窓口として大きな役割を果たしていることや、市民に対する身近で便利な行政サービス確保の観点から、草津出張所の必要性は非常に高いものとなっている。

また、草津出張所が廃止の対象となっている理由は、民事行政審議会が示す統廃合基準「隣接登記所への所要時間が概ね30分以内」に該当するためとのことであるが、実際には、どのような交通手段によっても草津出張所から大津地方法務局へは30分以内で到着することは困難であり、草津出張所については、統廃合基準に該当しているとは言い難い。

よって、栗東市議会は、国会及び政府に対し、市民に対する身近で便利な行政サービスの確保と統廃合基準の厳守の観点から、草津出張所の廃止を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月　　日

滋賀県栗東市議会
議長　山　本　　章

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} 宛